

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、現場監督補助業務に従事していた。
- 2 請求人は、同月○日、現場において、鉄筋と角材の間に右手第2指を挟み負傷（以下「本件災害」という。）し、翌○日、C医療機関に受診し「右第Ⅱ指圧挫創」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件災害による負傷のため療養し休業を要したとして、○年○月○日から○年○月○日までの療養補償給付及び○年○月○日から○年○月○日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、療養補償給付及び○年○月○日から同年○月○日までの休業補償給付の支給決定を行ったが、同年○月○日以降の休業の必要性を認めず、同日以降の休業補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

○年○月○日以降の期間について、請求人の傷病の状態が療養のため労働することができなかったものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 休業補償給付は、労災保険法第14条第1項において、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない場合には、その期間（最初の3日間を除く）について支給することとされているが、「療養のため労働することができない」とは、業務上の負傷又は疾病のため医師より安静を命じられた場合、医師より就労を禁止・制限された場合等、医師が治療上の目的から諸般の指示をし、被災労働者がその指示に従うことによって労働することができない場合を意味するものと解される。

(2) D医師は、○年○月○日付け意見書において、療養の経過について「○年○月○日入院時には、創は治癒、疼痛も半分以下になったとの申告あり、ほぼ治癒と考え仕事への復帰を促すも、疼痛のため仕事は困難とのこと。」、休業の指示について同月○日の入院時に、要旨、「本日より就労は可能と話したが、右第Ⅱ指疼痛があり、就労不能との訴えあり。」、治療状況について「当職はで治癒と考える。それ以後は自覚症状のみ。同月○日には可動域制限はみられないが、強く曲げると伸筋腱の部分に痛みが出現。このため仕事をすると痛みが強くなるのが心配。痛みがあるので完治ではない。痛みが残り仕事できないと主張。」と述べている。

(3) 以上のとおり、○年○月○日以降について、D医師が、請求人に仕事への復帰を促していることを踏まえ、当審査会としても、同日以降、請求人の就労は可能であり、療養のための休業が必要であったとは認められないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。